

# 平成30年度税制改正に関する要望と与党税制改正大綱の結果

(公社)全日本トラック協会

| 要望事項  | 平成30年度与党税制改正大綱の内容   |
|---|---|
| 1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現                          |   |
| (1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止             | ・平成21年度税制改正において軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は見送られた。                   |
| (2) 自動車税の引下げ                                  | ・平成29年度大綱において「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。                                  |
| (3) 自動車税における営自格差見直し反対                         | ・自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。   |
| (4) 自動車重量税の道路特定財源化                            | ・平成29年度大綱において「今後、(エコカー減税の)適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえる」とされている。           |
| 2. 特例措置の延長・拡充                                 |   |
| (1) ASV(先進安全自動車)特例措置の延長・拡充                    | ・適用対象となる装置に車線逸脱警報装置が追加されたほか、適用要件等の見直し・拡充の上、自動車重量税に関する特例措置については適用期限が3年間延長された。(別紙)  |
| (2) 自動車取得税における免税制度(取得価格50万円以下)の延長             | ・適用期限は1年6か月延長された。   |
| (3) 雇用促進税制の延長                                 | ・通常の雇用促進税制(同意雇用開発促進地域に係る措置)について、適用期限の到来をもって廃止することとされた。なお、地方拠点強化税制における雇用促進税制については、改組の上、適用期限が2年間延長された。                                      |
| (4) 所得拡大促進税制の延長                               | ・一定の要件を満たした場合は給与等支給増加額の最大20%(中小企業においては25%)の税額控除を可能とするなど、改組・拡充の上、適用期限が3年間延長された。  |
| (5) 少額資産即時償却の延長                               | ・30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入が認められる措置について、適用期限は2年間延長された。   |
| (6) 物流効率化法に基づく特例措置の延長                         | ・物流総合効率化法に基づき取得した資産(倉庫、附属機械設備等)に係る固定資産税等が軽減される措置について(倉庫に係る固定資産税・都市計画税を5年間2分の1、附属機械設備に係る固定資産税を5年間4分の3、倉庫用建物等について5年間10%割増償却)、適用期限は2年間延長された。 |
| 3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用 | ・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。  |

○平成30年度与党税制改正大綱において決定された、装着する装置・車両総重量区分ごとの措置内容は下記の通り。

※対象装置：①車両安定性制御装置、②衝突被害軽減制動制御装置、③車線逸脱警報装置(新)

## ○自動車重量税

|               | 車両総重量          | 平成30年5月1日～平成30年10月31日 | 平成30年11月1日～平成31年10月31日 | 平成31年11月1日～平成32年10月31日 | 平成32年11月1日～平成33年4月30日 |
|---------------|----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| ①・②・③の内2以上の装着 | 3.5t超8t以下のトラック | 75%軽減                 |                        | -                      |                       |
|               | 8t超20t以下のトラック  | 75%軽減                 |                        | -                      |                       |
| ①及び②の装着       | 20t超22t以下のトラック | 50%軽減                 |                        | -                      |                       |
| ①又は②の装着       | 3.5t超8t以下のトラック | 50%軽減                 |                        | -                      |                       |
|               | 8t超20t以下のトラック  | 50%軽減                 |                        | -                      |                       |
| ③を装着          | 3.5t超8t以下のトラック | 25%軽減                 |                        | -                      |                       |
|               | 8t超20t以下のトラック  | 25%軽減                 |                        | -                      |                       |
|               | 20t超22t以下のトラック | 25%軽減                 |                        | -                      |                       |
| ①・②・③全て装着     | 3.5t超8t以下のトラック | -                     | 50%軽減                  |                        |                       |
|               | 8t超20t以下のトラック  | -                     | 50%軽減                  |                        |                       |

※20t超22t以下のトラックについて、①・②・③を全て装着した場合は、それぞれの措置による控除額が合算されず、50%軽減の措置のみ適用される。

## ○自動車取得税

|      | 車両総重量          | 平成30年4月1日～平成30年10月31日 | 平成30年11月1日～平成31年3月31日 |
|------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| ③を装着 | 3.5t超8t以下のトラック | 175万円控除               |                       |
|      | 8t超20t以下のトラック  | 175万円控除               | -                     |
|      | 20t超22t以下のトラック | 175万円控除               |                       |

※下表は平成29年度税制改正による措置内容(引き続き適用可)。

|         | 車両総重量          | 平成29年4月1日～平成30年10月31日 | 平成30年11月1日～平成31年3月31日 |
|---------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| ①及び②を装着 | 3.5t超8t以下のトラック | 525万円控除               |                       |
|         | 8t超20t以下のトラック  | 525万円控除               | 350万円控除               |
|         | 20t超22t以下のトラック | 350万円控除               | -                     |
| ①又は②を装着 | 3.5t超8t以下のトラック | 350万円控除               |                       |
|         | 8t超20t以下のトラック  | 350万円控除               | -                     |

※3.5t超20t以下のトラックについて、①及び③を装着した場合又は②及び③を装着した場合は、それぞれの措置による控除額が合算される。  
 ※①・②・③を全て装着した場合は、それぞれの措置による控除額が合算されず、措置内容は①及び②を装着した場合と同じ。

# 平成30年度予算に関する要望と平成29年度補正予算・平成30年度予算の内容

| 要望事項                                  | 平成29年度補正予算・平成30年度予算の内容  |
|---------------------------------------|---|
| 1. 高速道路料金の更なる引下げ                      | <b>1. 平成29年度補正予算</b><br>平成29年度補正予算については、平成30年2月1日に国会で成立した。(平成29年12月22日閣議決定)<br>(1)平成29年度末で期限を迎える <b>高速道路料金の大口・多頻度割引の最大割引率50%</b> について、 <b>自動車運送事業者のETC2.0搭載車を対象に、平成30年度末まで継続</b> するための予算として、 <b>107億円が措置</b> された。<br>(2)荷役作業の効率化を促進し、労働生産性の向上や多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進するため、 <b>テールゲートリフターの導入補助</b> の予算として、 <b>2億円が措置</b> された。(通常価格の6分の1を補助)   |
| 2. ETC2.0によるサービス及び料金割引等の拡充            | <b>2. 平成30年度予算</b><br>平成30年度予算については、平成30年3月28日に国会で成立した。(平成29年12月22日閣議決定)<br>(○トラック運送事業関係)<br><b>①最先端の低炭素型ディーゼルトラック導入補助、大型CNGトラック導入補助(39.65億円)</b> ＜環境省連携事業＞<br>(低炭素型ディーゼルトラック:経年車の廃止なし＝標準的燃費水準車両との差額の3分の1、経年車の廃止あり＝標準的燃費水準車両との差額の2分の1、大型CNGトラック:標準的燃費水準車両との差額の2分の1を補助)<br><b>②車両動態管理システム導入支援(41.5億円)</b> ＜経済産業省連携事業＞<br>(型式により導入費用の2分の1あるいは3分の1を補助)<br><b>③環境対応車(CNGトラック、ハイブリッドトラック)普及促進(5.7億円の内数)</b><br>(通常車両価格との差額の3分の1を補助)<br><b>④事故防止対策(先進安全自動車、デジタル式運行記録計の導入等)支援推進事業(9.5億円の内数)</b><br>(ASV装置:2分の1、デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー:3分の1を補助等)<br><b>⑤働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組(トラック事業者と荷主との連携)(1.01億円)</b><br>(有識者によるコンサルティングを実施)<br><b>⑥輸送効率化(連結トラック導入支援、スワップボディコンテナ車両導入支援)支援事業(1億円)</b><br>(連結トラック:導入費用の3分の1、スワップボディ:一般的なトラックとの差額の2分の1を補助) |
| 3. 高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースの活用及び整備・拡充 | (○道路関係)<br><b>①大都市圏環状道路等の整備加速(財政投融资1.5兆円)</b><br>(圏央道・東海環状等の整備加速、橋梁の耐震強化対策の加速)<br><b>②効率的な物流ネットワークの強化(2,283億円)</b><br>(三大都市圏環状道路等の整備推進、道路ネットワーク構築推進、ピンポイント渋滞対策、ダブル連結トラックによる省人化、自動審査システム強化による特車通行許可の迅速化等)<br><b>③交通安全対策の推進(1,337億円)</b><br>(高速道路の暫定2車線区間の4車線化及び付加車線設置等の推進、高速道路における逆走対策等)<br><b>④道路ネットワークによる地域・拠点の連携(3,765億円)</b><br>(自動運転実証実験の取組強化、高速道路の休憩施設の活用、スマートICの活用等)  |
| 4. 高速道路の積極的な活用に向けた諸施策の実現              | (○厚生労働省関係)<br><b>①トラック事業者と荷主に対するコンサルティングによる労働時間短縮に向けた取組(0.7億円)</b><br><b>②時間外労働等改善助成金の拡充(35億円)</b> (生産性向上を図り時間外労働の上限を設定した場合等の費用の一部を補助)<br><b>③人材開発支援助成金の利用促進(409億円)</b> (大型免許等の取得費用や訓練期間中の賃金の一部を補助)<br><b>④両立支援等助成金の一部拡充(27億円)</b> (子育てとの両立や女性が働きやすい環境整備に対する助成)   |
| 5. 下関北九州道路の早期実現                       | <b>⑤働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組(トラック事業者と荷主との連携)(1.01億円)</b><br>(有識者によるコンサルティングを実施)<br><b>⑥輸送効率化(連結トラック導入支援、スワップボディコンテナ車両導入支援)支援事業(1億円)</b><br>(連結トラック:導入費用の3分の1、スワップボディ:一般的なトラックとの差額の2分の1を補助)  |
| 6. 環境対策及び省エネ対策のための補助                  | (○道路関係)<br><b>①大都市圏環状道路等の整備加速(財政投融资1.5兆円)</b><br>(圏央道・東海環状等の整備加速、橋梁の耐震強化対策の加速)<br><b>②効率的な物流ネットワークの強化(2,283億円)</b><br>(三大都市圏環状道路等の整備推進、道路ネットワーク構築推進、ピンポイント渋滞対策、ダブル連結トラックによる省人化、自動審査システム強化による特車通行許可の迅速化等)<br><b>③交通安全対策の推進(1,337億円)</b><br>(高速道路の暫定2車線区間の4車線化及び付加車線設置等の推進、高速道路における逆走対策等)<br><b>④道路ネットワークによる地域・拠点の連携(3,765億円)</b><br>(自動運転実証実験の取組強化、高速道路の休憩施設の活用、スマートICの活用等)  |
| 7. 交通安全対策のための補助                       | (○厚生労働省関係)<br><b>①トラック事業者と荷主に対するコンサルティングによる労働時間短縮に向けた取組(0.7億円)</b><br><b>②時間外労働等改善助成金の拡充(35億円)</b> (生産性向上を図り時間外労働の上限を設定した場合等の費用の一部を補助)<br><b>③人材開発支援助成金の利用促進(409億円)</b> (大型免許等の取得費用や訓練期間中の賃金の一部を補助)<br><b>④両立支援等助成金の一部拡充(27億円)</b> (子育てとの両立や女性が働きやすい環境整備に対する助成)   |
| 8. 働き方改革実現のための諸対策に係る補助・助成の創設・拡充       | (○厚生労働省関係)<br><b>①トラック事業者と荷主に対するコンサルティングによる労働時間短縮に向けた取組(0.7億円)</b><br><b>②時間外労働等改善助成金の拡充(35億円)</b> (生産性向上を図り時間外労働の上限を設定した場合等の費用の一部を補助)<br><b>③人材開発支援助成金の利用促進(409億円)</b> (大型免許等の取得費用や訓練期間中の賃金の一部を補助)<br><b>④両立支援等助成金の一部拡充(27億円)</b> (子育てとの両立や女性が働きやすい環境整備に対する助成)   |
| 9. フェリー等利用に対する補助・助成制度の創設              | (○厚生労働省関係)<br><b>①トラック事業者と荷主に対するコンサルティングによる労働時間短縮に向けた取組(0.7億円)</b><br><b>②時間外労働等改善助成金の拡充(35億円)</b> (生産性向上を図り時間外労働の上限を設定した場合等の費用の一部を補助)<br><b>③人材開発支援助成金の利用促進(409億円)</b> (大型免許等の取得費用や訓練期間中の賃金の一部を補助)<br><b>④両立支援等助成金の一部拡充(27億円)</b> (子育てとの両立や女性が働きやすい環境整備に対する助成)   |